

## ソフトウエア開発契約に関する民事訴訟——その3



藤谷 譲人

いわゆる提案方式によるシステム開発請負契約の合意内容は何か、という現実の裁判で争われた争点を例に取り上げて、システム開発請負契約裁判における「専門的事実認定（専門的経験則の適正な適用）」の問題点を浮き彫りにする。専門的経験則が乏しく正確理解できない裁判官が少なくない。

2016.4.18 電経新聞「Point of View」

**〔質問〕**X①社が次のIの方法で、システムの開発業者Y①社を選定し開発することになった。また、X②社が次のIIの方法で、システムの開発業者Y②社を選定し、開発することになった。IとIIで契約の内容がどのように違うか。

I【ア・複数の提案希望業者へ提案依頼】  
イ・複数の提案】→「ウ・説明会」→「エ・発注業者選定」→「オ・契約書調印」→「キ・要件定義」→「ク・外部設計」  
↓「ケ・内部設計」→「コ・製造・テスト」→「サ・納品」

II【キ・要件定義】→「ア・複数の提案希望業者へRFP提案依頼」→「イ・複数のプロポーザル提案】→「ウ・説明会」→「エ・質疑応答」

この契約の内容は「ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）をキ、ク、ケ、サ、シクタマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中でプロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。Iの場合は、Q（機能）の具現化は、契約の債務の履行

としてY①社によって行われる内容であるが、IIの場合は、Q（機能）の具体化と理解した回答】Iの場合の契約の内容は「ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）をキ、ク、ケ、サ、シ」という手順の中でプロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。Iの場合は、Q（機能）の具現化は、契約の債務の履行

としてY①社によって行われる内容であるが、IIの場合は、Q（機能）の具体化と理解した回答】Iの場合の契約の内容は「ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）をキ、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。IIの場合の契約内容は、「キ、ア、イ、ウ、エの手続きで合意したQ（機能）・C（代金）・D（納期）を、ク、ケ、サ、シ」という手順の中で、プロジェクトマネジメントして実現すること」である。Iの場合は、Q（機能）の具現化は、契約の債務の履行

としてY①社によって行われる内容であるが、IIの場合は、Q（機能）の具体化と理解した回答】Iの契約とIIの契約との違いのシステム開発契約における重要性を認識してくれる裁判官は非常に少数である。しかし、そもそも、X②社が提案依頼の前に、自ら時間とコストをかけて要件定義を行い、それを提案依頼の内容とした理由は、Iの方法によるシステム開発ではY①社の債務である要件定義においてプロジェクトマネジメントが不十分などの理由で、契約内容であるQCDとの乖離が大きくなり、システム開発が頓挫する事例が多いので、それを未然に防止するためである。しかるに、このことを理解しない裁判官は、要件定義書の実現がY②社の債務の内容であると認定してくれない。

プロジェクト契約という現代型の特殊な契約であると、いう専門的経験則の認識を欠いており売買契約や賃貸借契約と同じ経験則で事実認定をしようとしている。

【不適切な事実認定の例

② Iの契約とIIの契約との違いのシステム開発契約における重要性を認識してくれる裁判官は非常に少数である。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所属弁護士。IT-TA DRセシター所長。日本システム監査人、JISA正会員。